鹿沼市移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則(平成30年鹿沼市規則 第5号。以下「規則」という。)第38条の規定に基づき、栃木県移住支援事業実 施要綱、栃木県マッチング支援事業実施要領、とちぎまるごと創業プロデュース 事業実施要領、関係法令等に定めるもののほか、鹿沼市移住支援補助金(以下「補 助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

- 第2条 補助金は、栃木県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びひと・まち・しご と創生鹿沼市総合戦略に基づき、東京圏から移住する者の転居、就業及び起業等 を栃木県が行う栃木県移住支援事業と連携して支援することにより、本市内への 移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図ることを目的とす る。
- 2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)における指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)(以下「条件不利地域」という。)を除いた区域をいう。
  - (2) 東京 2 3 区 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 1 条第 1 項に規 定する特別区の区域をいう。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに当該各号に定める額とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大30万円を加算する。
  - (1) 世帯で移住する場合 100万円
  - (2) 単身で移住する場合 60万円

(補助金の交付要件等)

- 第5条 補助金の交付対象となる要件は、別表第1のとおりとする。
- 2 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、別表第1に定め

る要件(就職に関する要件、テレワークに関する要件及び起業に関する要件に あっては、そのいずれかの要件)を満たす者とする。

(事前相談)

- 第6条 補助金の申請を予定する者は、事前相談を行うものとする。
- 2 前項の事前相談の窓口は、総合政策部まちづくり戦略課とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、鹿沼市移住支援補助金交付申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添え、本人確認ができる書類を提示の上、市 長に提出しなければならない。
  - (1) 鹿沼市移住支援補助金の交付申請に関する誓約書 (様式第1号の2)
  - (2) 別表第2に掲げる移住元に関する要件を満たすことを証する書類
  - (3) 別表第3に掲げる就職に関する要件、テレワークに関する要件又は起業に関する要件に該当することを証する書類
  - (4) 補助金の振込先の預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの)
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金 を交付することが適当と認めるときは速やかに鹿沼市移住支援補助金交付決定 通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(完了検査及び補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、補助事業の内容の検査及び 補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書(様式第4号)に より補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から15日以内に、鹿沼市移住支援補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は補助金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて定め

る事項に該当する場合、補助金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして栃木県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還 次に掲げる事項に該当すること。
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金の申請日から3年未満の間に市外へ転出した場合
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
  - エ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内の間に市外へ転出した 場合

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この要綱は、令和元年度分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分から適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月22日から適用する。ただし、第6条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。ただし、適用後の第4条ただし書の規程は、令和4年4月1日以後に転入した者について適用し、令和4年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例による。

# 別表第1(第5条関係)

# 移住元及 び移住先

次の各号の全てに該当すること。

- に関する 要件
- (1) 移住元について、次の全てに該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者につい ては、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とすることができる。
  - ア 本市に転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内 に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
  - イ 本市に転入する前日までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又 は東京圏に在住していたこと。
  - 東京圏に在住していた者(イに該当する者に限る。)にあっては、本市に 転入する前日の1年3か月前から本市に転入する前日までの間におい て連続して1年以上、東京23区に通勤していたこと。
- (2) 移住先について、次の全てに該当すること。
  - ア 平成31年4月23日以降に本市に転入した者であって、補助金の申請 時において、転入日から3か月以上1年以内であること。
  - イ 補助金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思があること。

# 就職に関 する要件

#### (1) 一般の場合

次の全てに該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サ イト(以下「企業情報掲載サイト」という。)に掲載されている求人又は移 住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに掲載されている求人 であること。
- ウ イの求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施す る都道府県のマッチングサイトに前号の求人が掲載された日以降であるこ と。
- エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職 務を務めている法人への就業でないこと。
- オ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の 申請時において連続して3か月以上在職し、かつ、補助金の申請日から5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用で あること。
- (2) 専門人材の場合

次の全てに該当すること。

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導 的人材マッチング事業を利用して就業していること。
- 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の 申請時において連続して3か月以上在職し、かつ、補助金の申請日から5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用で あること。
- オ 離職することが前提であって、目的達成後に解散をする個別プロジェク トへの参加等でないこと。

1	
テレワー	次の各号の全てに該当すること。
クに関す	(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であっ
る要件	て、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
	(2) 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した
	取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金が提供されていないこと。
起業に関	補助金の申請日が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交
する要件	付決定を受けてから1年以内であること。
世帯に関	次の各号の全てに該当すること (単身で移住する場合を除く。)。
する要件	(1) 補助事業者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属し
	ていたこと。
	(2) 補助事業者を含む2人以上の世帯員が補助金の申請時において、同一世
	帯に属していること。
	(3) 補助事業者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月23日
	以降に転入したこと。
	(4) 補助事業者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時におい
	て転入後3か月以上1年以内であること。
	(5) 補助事業者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢
	力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
その他の	次の各号の全てに該当すること。
要件	(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
	こと。
	(2) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶
	者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
	(3) その他栃木県又は本市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

# 別表第2 (第7条関係)

	区 分		書 類
移住元に関	東京23区内在	生住者	移住元の住民票の除票その他移住元で
する要件を			の在住地及び在住期間を確認できる書類
満たすこと			(世帯の申請をする場合は申請者を含む
を証する書			世帯員全員分)
類	東京圏の在	法人経営者	1 移住元の住民票の除票その他移住元
	住者	の場合	での在住地及び在住期間を確認できる
			書類(世帯の申請をする場合は申請者
			を含む世帯員全員分)
			2 法人登記簿その他移住元での在勤地
			及び就業期間を確認できる書類
		個人事業主	1 移住元の住民票の除票その他移住元
		の場合	での在住地及び在住期間を確認できる
			書類(世帯の申請をする場合は申請者
			を含む世帯員全員分)
			2 開業届出済証明書その他移住元での
			在勤地及び就業期間を確認できる書類

-	上記以外の	1 移住元の住民票の除票その他移住元
	揚合	での在住地及び在住期間を確認できる
		書類(世帯の申請をする場合は申請者
		を含む世帯員全員分)
		2 就業証明書その他移住元での在勤地
		及び就業期間を確認できる書類
		3 雇用保険の被保険者であったことを
		確認できる書類
J	東京 2 3 区	卒業証明書、成績証明書その他在学期間
ļ p	内の企業等	を確認できる書類
	こ就職した	
Ā	者であっ	
	て、東京	
	2 3 区内の	
	大学等への	
ì	通学期間も	
	多住元に関	
	する要件を	
	満たす期間	
	として算入	
	する場合	

# 別表第3(第7条関係)

区 分	書類
就職に関する要件に該当するこ	移住先における就業先の就業証明書(様式
とを証する書類	第 2 号)
テレワークに関する要件に該当	所属先企業等の就業証明書(様式第2号の
することを証する書類	2)
起業に関する要件に該当するこ	地域課題解決型創業支援補助金交付要領に
とを証する書類	定める補助金の交付決定通知書の写し

# 様式第1号(第7条関係)

## 鹿沼市移住支援補助金交付申請書

年 月 日

## 鹿沼市長 宛

鹿沼市移住支援補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則 第8条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則及び 鹿沼市移住支援補助金交付要綱を遵守する旨を申し添えます。

## 1 申請者

T 1 HG				
フリ	ガナ		性別	生年月日
氏	名			年 月 日
住	所	₸	電話番号	
メールアー	゛レス			

# 2 移住支援補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身		世帯			場合は同時に移住 (申請者本人は含	-	人
平分	世 行			上記家族の人数のうち18歳未満 の者の人数			人
移住支援金	就業		就業		テレワーク	‡3 光米	
の種類	(一般)		(専門)		テレワーク	起業	

# 3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙「鹿沼市移住支援補助金交付要 綱に係る個人情報の取扱い」に記載 された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、鹿沼市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業(一般)の場合のみ記載)	A 3 親等以内	B 3親等以内
就業先の法人の代表者又は取締役な	の親族に該当	の親族に該当
どの経営を担う者との関係	しない	する
(テレワークによる移住者のみ記載)	A 自己の意思	B 所属からの
鹿沼市への移住の意思について	である	命令である

※各種確認事項のBに該当する場合は、当該補助金の支給対象となりません。

4	転	ж	ㅠ	$\sigma$	仕	귦
4	44/	ш	ノレ	v	$\mathbf{I}\mathbf{I}$	アル

住	所	₸

5 東京 23 区での在勤履歴(東京圏在住で、東京 23 区への通勤が交付要件となる場合のみ記載)

期間	就業先名称	就業地

- ※5年以上の在勤履歴を記載してください。
- ※東京23区への在勤後、本市への移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、当該補助金の支給対象となりません。
- 6 移住後の生活状況 (テレワークによる移住者のみ記載)

勤務先 部署	
住所	₸
the way it.	週 · 月 · 年回程度
勤務先へ行く頻度 (該当欄へ○)	行くことはない
( PA — IPN O )	その他 ( )
	現在の勤務先に在勤中はテレワークを継続する
テレワークの 継続見込み	テレワーク前の勤務体制に戻る可能性がある ( 1年以内 ・ 3年以内 ・ 5年以内 )
(該当欄へ○)	未定
	その他 ( )

管理コード

※栃木県及び鹿沼市使用欄のため、申請者は記入しないでください。

## 様式第1号の2 (第7条関係)

#### 鹿沼市移住支援補助金の交付申請に関する誓約書

鹿沼市移住支援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

#### 1 誓約事項

- (1) 栃木県移住支援事業に関する報告及び現地調査について、栃木県及び鹿沼市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、栃木県移住支援事業実施要綱及び鹿沼市移住支援補助金交付要綱に基づき、当該補助金の全額又は半額を返還します。
  - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
  - イ 補助金の申請日から3年未満に鹿沼市外に転出した場合:全額
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合:全額
  - エ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合:全額
  - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に鹿沼市外に転出した場合:半額
- (3) 私(及び世帯員)は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所

申請者

氏 名

印

# 様式第2号(第7条関係)

# 就業証明書 (移住支援補助金申請用)

年	月	H

鹿沼市長 宛

所 在 地 事業所名 代表者名 電話番号

印

担 当 者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤務者住所	
勤 務 先 所 在 地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取 締 約 な ど の 経 営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショ ナル人材事業又は先導	目的達成後に離職することが前提ではない
的人材マッチング事 業を利用している場	□プロフェッショナル人材事業
合 の み	□先導的人材マッチング事業

栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、栃木県及び鹿沼市の求めに応じて、同栃木県及び鹿沼市に提供することについて、 勤務者の同意を得ています。

# 様式第2号の2 (第7条関係)

# 就業証明書 (移住支援補助金申請用)

年 月 日

印

鹿沼市長 宛

所 在 地

事業所名

代表者名

電話番号

担 当 者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
(移住前)	
勤務者住所	
(移住後)	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
移 住 の 意 思	
テレワーク交付金	

栃木県移住支援事業に関する事務のため、栃木県及び鹿沼市の求めに応じて、 勤務者の勤務状況などの情報を提供することについて、勤務者の同意を得ていま す。

# 鹿沼市移住支援補助金交付決定通知書

 総第
 号

 年
 月

 日

印

様

鹿沼市長

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市移住支援補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第11条第2項の規定により通知します。

<b>*</b>	交付対象者	±44.	住所								
文	文 刊 刈 家 相		1自	氏 名							
交		付		額	円						
					1 以下の場合には、鹿沼市移住支援補助金交付要綱第 10 条に						
					基づき、補助金の全額又は半額の返還を請求します。						
					(1) 虚偽の申請等をした場合:全額						
					(2) 申請日から3年未満の間に市外へ転出した場合:全額						
				件	(3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した						
					場合:全額						
					(4) 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金						
,					の交付決定を取り消された場合:全額						
条					(5) 申請日から3年以上5年以内の間に市外へ転出した場						
					合:半額						
					2 鹿沼市移住支援補助金交付要綱第9条に基づき、栃木県移						
				住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、							
				必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に現地調査を行							
				います。報告及び現地調査に応じない場合、虚偽の内容を申							
					請したものと推定し、補助金の返還請求を行う場合がありま						
					す。						

			金融機関名	
振	77	<b>н</b> -	口座番号	
	込	先	口座名義	
			振込予定日 年	月日
備		考	1 フラット35地域活性化型(地)	
			の適用について	
			(1) この通知書はフラット 35 地域	活性化型(地方移住支援)
			の金利引下げの適用を受ける際の	の必要書類であり、紛失し
			た場合は金利引下げの適用を受け	けられない場合がありま
			す。	
			(2) 移住支援金の返還を請求される	た場合はフラット 35 地域活
			性化型(地方移住支援)の金利	引下げの適用を受けられな
			い場合があります。	
			(3)移住支援金を受領した方に対す	なフラット 35 地域活性化
			型(地方移住支援)の金利引下に	げ制度の適用を受けるため
			には、交付決定日から5年以内(	こ取扱金融機関への申込が
			必要となります。	
			2 株式会社日本政策金融公庫の創	業者向け融資制度における
			特別利率の適用について	
			(1) この通知書は日本政策金融公	車による新規開業支援資金
			等の特別利率の適用を受ける際の	の必要書類であり、紛失し
			た場合は特別利率の適用を受け	られない場合があります。
			(2) 移住支援金の返還を請求され	た場合は日本政策金融公庫
			による新規開業支援資金等の特	別利率の適用を受けられな
			い場合があります。	

## 鹿沼市移住支援補助金交付要綱に係る個人情報の取扱い

栃木県及び鹿沼市は、栃木県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、 栃木県及び鹿沼市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事 業の実施のために利用します。

また、栃木県及び鹿沼市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、栃木県マッチング支援事業実施要領に規定する企業情報提供サイトに登録された法人又はとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領に規定する地域課題解決型創業支援プロジェクトの実施主体に提供し、又は確認する場合があります。

## 補助事業検査結果等通知書

 総第
 号

 年
 月

 日

様

鹿沼市長 即

年 月 日付け ( )第 号で決定をした鹿沼市移住支援補助金の交付について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則18条第1項の規定により補助事業の完了検査をしたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

				住	所		
補助	事	業	者	名	称		
				代 表	者		
検 3	<b>奎</b>	結	果	適合(	一剖	3不適合・不適合)	
不適台	今等(	の理	! 由				
補助会	金の石	確定	額	円			
交付	寸音	済	額	円			
返	還		額	円			

- (注) 1 「返還額」の欄に金額が記載されている場合は、その額を市長に返還 しなければなりません。
  - 2 補助金の返還は、添付の返還命令書の記載に従い、納付書により行ってください。
  - 3 この通知内容に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告 訴訟を提起することはできません。

# 様式第5号(第10条関係)

## 鹿沼市移住支援補助金交付請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

 住
 所

 請求者
 氏
 名
 印

 電話番号

年 月 日付け ( ) 第 号で額の確定の通知を受けた鹿沼市移住支援補助金について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり請求します。

## 1 請求金額

確 定 額(A)	円
交付済額(B)	Ħ
請求金額(A-B)	円

## 2 振込先口座

金融機関名					支店名等	本店 支店 支所
口座種別	1	普通	2	当座	口座番号	
口应夕美人	フ	リガナ				
口座名義人	氏	名				

#### (注意事項)

- 1 補助事業検査結果等通知書を受け取ってから15日以内に請求してください。
- 2 補助金の交付決定を受けた者の氏名と口座名義人の氏名とが異なる場合 は、補助金を交付することができません。
- 3 補助金は、口座振込の方法で交付します。口座振込以外の方法で交付する ことはできません。